

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

2020年1月24日

各位

株式会社T&Dホールディングス
代表取締役社長 上原 弘久
(コード番号：8795 東証第一部)

国内劣後特約付無担保社債の発行に係る条件決定について

T&D保険グループの株式会社T&Dホールディングス(社長 上原 弘久)は、2019年11月28日付で公表いたしました国内劣後特約付無担保社債の発行について、本日、その条件を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 発行体	株式会社T&Dホールディングス	
2. 社債の名称	株式会社T&Dホールディングス 第2回利払繰延条項・期限前償還条 項付無担保社債(劣後特約付)	株式会社T&Dホールディングス 第3回利払繰延条項・期限前償還条 項付無担保社債(劣後特約付)
3. 社債の総額	金300億円	金400億円
4. 各社債の金額	金1億円	
5. 利率	2020年1月30日の翌日から2025年2月4日まで：年0.69% 2025年2月4日の翌日から2030年2月4日まで：6ヶ月ユーロ円LIBOR+0.64% 2030年2月4日の翌日以降：6ヶ月ユーロ円LIBOR+1.64%	2020年1月30日の翌日から2030年2月4日まで：年0.94% 2030年2月4日の翌日以降：6ヶ月ユーロ円LIBOR+1.80%
6. 払込金額	各社債の金額100円につき金100円	
7. 償還金額	各社債の金額100円につき金100円	
8. 償還期限	2050年2月4日(30年債) ただし、2025年2月4日以降の各利息支払期日に、または2020年1月30日以降に資本事由、税制事由もしくは資本性変更事由が発生し、かつ継続している場合に、監督当局の事前承認等を前提に任意償還可能。	2050年2月4日(30年債) ただし、2030年2月4日以降の各利息支払期日に、または2020年1月30日以降に資本事由、税制事由もしくは資本性変更事由が発生し、かつ継続している場合に、監督当局の事前承認等を前提に任意償還可能。
9. 利払日	毎年2月4日および8月4日	
10. 申込期間	2020年1月24日	
11. 払込期日	2020年1月30日	
12. 優先順位	本社債は、発行体の清算手続等における債務の支払に関し、上位債務に劣後し、同順位劣後債務および優先株式と実質的に同順位、普通株式に優先する。	

本開示は当社の社債発行に関する情報を一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

以上

【お問合せ先】

株式会社T&Dホールディングス 広報課 井本・勝呂 TEL 03-3272-6115